

平成20年12月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成20年(ワ)第5813号 不当利得返還等請求事件

口頭弁論終結日 平成20年12月1日

判 決

東京都 [REDACTED]

原 告 **A**

東京都 [REDACTED]

原 告 **B**

原告兩名訴訟代理人弁護士 伊 東 良 徳

横浜市

被 告 株 式 会 社

代表者代表取締役

訴訟代理人弁護士

主 文

- 1 被告は、原告 **A** に対し、46万4971円及び内43万7138円
に対する平成20年3月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支
払え。
- 2 被告は、原告 **B** に対し、47万6016円及び内39万4750円
に対する平成20年3月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支
払え。
- 3 原告らのその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、これを20分し、その9を原告らの負担とし、その余を被告
の負担とする。
- 5 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第一 請求

- 一 被告は、原告 **A** (以下「原告 **A**」という。) に対し、80万6468円及び内77万8635円に対する平成20年3月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 二 被告は、原告 **B** (以下「原告 **B**」という。) に対し、81万8617円及び内73万7351円に対する平成20年3月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第二 事案の概要

本件は、消費者金融業者である被告から継続して金銭の借入れ及び弁済を繰り返していた原告らが、被告に対し、原告ら及び被告間の取引を利息制限法所定の利率（以下「制限利率」という。）に引き直して計算すると過払金が発生していると主張してその返還を求めるとともに、被告が取引履歴の開示を数回に分けて行い、全取引履歴の開示までに約2か月ないし約4か月を要したことや、被告が過払金発生後にも原告らに貸金の弁済を請求し、弁済金を受領したことは原告らに対する不法行為を構成すると主張して、慰謝料及び弁護士費用を請求する事案である。

第三 原告らの主張（本件請求原因）

一 不当利得返還請求関係

1 【継続的取引の存在】

- (1) 原告 **A** は、被告との間で、遅くとも平成9年3月5日から平成18年12月29日までの間、継続的に金銭消費貸借取引を行い、別紙計算書1記載のとおり、金銭の借入れと弁済を繰り返した（以下「本件取引1」という。）。
- (2) 原告 **B** は、被告との間で、遅くとも平成9年6月24日から平成15年6月18日までの間、継続的に金銭消費貸借取引を行い、別紙計算

書2記載のとおり、金銭の借入れと弁済を繰り返した（以下「本件取引2」といい、本件取引1と合わせて「本件各取引」という。）。

2【過払金の発生】 本件各取引における貸付利率は、常時、制限利率を上回っており、これを制限利率で引き直して計算すると下記のとおりであって、原告らは、本件各取引により同額の損害を被った一方、被告は法律上の原因なくして同額の利得を得た。

記

(1) 原告 **A** につき、本件取引1の終了後である平成20年3月5日（以下「本件基準日」という。）における過払金元金38万7138円、未払経過利息2万7833円（合計41万4971円）。

(2) 原告 **B** につき、本件基準日である平成20年3月5日における過払金元金34万4750円、未払経過利息8万1266円（合計42万6016円）。

3【被告の悪意】 被告は、制限利率を超える利息を徴収することについて悪意である。

4【弁護士費用】 被告は悪意の受益者であり、その得た利得のほか原告らに生じた損害を賠償する義務を負うところ（民法704条）、弁護士に依頼することなしに被告が原告らの過払金返還請求に容易に応じるとは考え難いことから、原告らが過払金の返還請求を原告ら訴訟代理人に依頼したのは当然であり、この弁護士費用も損害に含まれる。そして、原告らが訴訟代理人に支払うべき弁護士費用のうち被告に負担させるべき金額は、過払金返還請求額の1割に相当する以下の各金額を下らない。

(1) 原告 **A** について4万1497円

(2) 原告 **B** について4万2601円

5【結論】 よって、原告らは、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、以下の各請求をする。

(1) 原告 **A** について

ア 本件基準日である平成20年3月5日における不当利得金合計41万4971円の支払

イ 上記アの金員のうち、元金38万7138円に対する本件基準日の翌日である平成20年3月6日から支払済みまで民法所定年5分の割合による利息の支払

ウ 損害金4万1491円及びこれに対する不当利得後である平成20年3月6日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払。

(2) 原告 **B** について

ア 本件基準日である平成20年3月5日における不当利得金合計42万6016円の支払

イ 上記アの金員のうち、元金34万4750円に対する本件基準日の翌日である平成20年3月6日から支払済みまで民法所定年5分の割合による利息の支払

ウ 損害金4万2601円及びこれに対する不当利得後である平成20年3月6日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払

二 不法行為関係

1 取引履歴開示に関する不法行為

- (1) 【取引履歴の開示義務】 貸金業者は、債務者から取引履歴の開示を求められた場合には、その開示請求が濫用にわたると認められるなど特段の事情のない限り、貸金業法の適用を受ける金銭消費貸借の付随義務として、信義則上、保存している業務帳簿（保存期間を経過して保存しているものを含む。）に基づいて取引履歴を開示すべき義務を負うものと解すべきである。そして、貸金業者がこの義務に違反して取引履歴の開

示を拒絶したときは、その行為は違法性を有し、不法行為を構成するものというべきである。

さらに、最終的には取引履歴を開示した場合でも、コンピューター内に保存されていて容易に開示できる取引履歴につき、一度に全部の開示をせずに一部のみを開示し、その後も小刻みに開示することにより全体の履歴開示を遅らせた場合にも、不法行為を構成するものというべきである。

(2) 【取引履歴の開示状況】 被告における取引履歴の開示状況は以下のとおりである。

ア 原告 **A**

〔開示日〕	〔開示された取引履歴〕
① 平成19年1月25日	平成15年6月11日の貸付け以降
② 同年2月27日	平成13年11月7日の貸付け以降
③ 同年3月13日	平成12年2月8日の貸付け以降
④ 同年4月17日	平成10年4月8日の貸付け以降
⑤ 同年5月16日	平成9年3月5日の貸付け以降

イ 原告 **B**

〔開示日〕	〔開示された取引履歴〕
① 平成19年4月2日	平成12年3月7日の貸付け以降
② 同月24日	平成10年4月7日の貸付け以降
③ 同年5月29日	平成9年6月24日の貸付け以降

(3) 【被告による小刻みな開示の違法性】 被告による前記(2)の取引履歴の開示は、いずれも端数のない金額の貸付けから始まる、つまり一見最初の取引からの開示であるかのように見えるものを、最初は最終取引から3年間遡り、その後は2年分ずつ遡る形で、被告が各種の裁判で取引履歴を廃棄しているから存在しないと主張する10年前に至るまで小刻

みに開示している。

被告の開示した取引履歴はいずれもコンピューターからアウトプットしたものであるから、最初の履歴開示の際にコンピューター上に残っている取引履歴はその全部を開示することが可能であって、3年分の開示でも10年分の開示でも事務負担は全く変わらないはずである。それにもかかわらず、被告がこのような小刻みな開示を行う理由は、相手方に当初に開示した履歴が初回取引であると誤信させ、あるいは相手方が面倒に思っあきらめるのを待ち、過払金請求を免れること以外には考えられず、違法性の高いものである。

2 過払金発生後の貸金請求及び弁済受領に関する不法行為

被告は、原告らからの過払金の受領が不当利得となることを認識していたところ、過払となった後も原告らに対して過払の事実を秘匿したうえ、領収書兼残高確認書の表示等において制限利息による引き直しを行わない貸金残高を原告らに示して原告らを欺罔し、存在しない債務があるかのようないわば架空の請求を続け、原告らに貸金残高があるものと誤信させて支払を継続させ、また、被告における追加貸付の方法である切り替え貸付けの際には、制限利息による引き直し後の残高よりも多くの金額を名目上の貸付金から差し引いて交付することにより強制的に過大な回収を行うことを繰り返した。このような被告の行為は不法行為を構成するものというべきである。

3 原告らの損害

原告らは、被告の上記1、2の不法行為により多大な精神的損害を受けた。原告らの精神的損害を慰謝するに足る慰謝料額は、各原告につき30万円を下らない。

また、原告らは、被告の不法行為による損害賠償請求を原告ら訴訟代理人に依頼した。原告らが訴訟代理人に支払う弁護士費用のうち、被告に負担させるのが相当な額は、少なくとも各原告につき5万円を下らない。

よって、原告らは、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償として、原告各自につき損害金合計35万円及びこれに対する不法行為後である平成20年3月6日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

第四 被告の主張（本件請求原因に対する認否）

一 不当利得返還請求関係

- 1【継続的取引の存在について】 本件各取引における貸付け及び弁済の経緯が、別紙計算書1、2記載のとおりであることは認める。
- 2【過払金の発生について】 争う。原告らは、本件取引を全て一連・一体のものとして過払金計算を行っているが、原告らと被告の間においては、継続的に貸付け及び返済が繰り返されることを予定した基本契約（以下、単に「基本契約」という。）は締結されておらず、被告は、各貸付けについてその都度申込みを受け、審査を行った上で貸付けを行っており、それぞれ別個の契約であるから、過払金計算も各貸付けごとに別個に行うべきである。
- 3【被告の悪意について】 争う。被告は貸金業法3条（以下、改正前の貸金業の規制等に関する法律についても「貸金業法」という。）所定の登録業者であるところ、原告らに対する貸付け契約時には貸金業法17条、同法施行規則に定める契約書面を原告らに交付していたし、原告らが被告の各支店に返済金を持参して返済した際には、貸金業法18条1項の要件が記載された領収書兼残高証明書（以下「本件領収書」という。）を交付しており、返済が被告の預金口座に対する払込みの方法でなされた場合には本件領収書を交付していないものの、貸付けの際には、各回毎の返済年月日と各返済金額、元本・利息の内訳、融資残額を記載した償還表（以下「本件償還表」という。）を原告らに交付しており、これにより、原告らは返済時における返済金の貸付元本及び利息への各充当額を認識できるのであるから、被告としては、本件各取引においては貸金業法17条、18条の各要件を充たす書面を

交付していたものと認識しており、そのように認識することもやむを得ない特段の事情があったというべきである。したがって、被告は悪意の受益者とはいえない。

4【弁護士費用について】 争う。

二 不法行為関係

1【取引履歴不開示の不法行為について】 争う。被告は、顧客の取引履歴を原則として過去10年分コンピューターに保管しているが、支店のコンピューターでは過去3年分の取引履歴しか表示及び印刷ができず、それ以前の取引履歴の開示は支店において本店管理部に調査依頼し、本店が取引履歴を印刷して支店に送り回答している。そして、近時は弁護士等による取引履歴の開示請求が激増しており、また、被告は誤りの生じないように確認しながら請求順に取引履歴の開示しているのであって、原告らの取引履歴の開示に約2か月ないし約4か月程度を要したとしても、被告としては可能な限り早期に取引履歴の開示を行っているものであるから、取引履歴の開示に関して被告に不法行為は成立しない。

2【過払金発生後の貸金請求及び弁済受領に関する不法行為について】 争う。過払金の充当計算は、自己に有利な計算をする者が自らの責任において主張すべきであり、相手方が自己と同じ計算方法を取らないからといって、そのこと自体を不法行為ということはできない。貸金業法において、同法17条、18条規定の書面の交付が必要とされたのも、合意や返済の事実関係を明確に書面化することで、後日、借主側に自ら充当計算を行わしめるための手がかりを与えるためであり、充当計算を行うか否かは借主側の判断と責任によるべきことを法制度自体が前提としている。したがって、被告が本件取引において制限利率に引き直した利息を提示せずに貸金請求をし、また弁済金を受領しても、被告に不法行為は成立しない。

第五 争点

以上の各当事者の主張によれば、本件の争点は、①本件取引を一連のものとして過払金計算を行うことの可否（争点1）、②被告は悪意の受益者といえるか（争点2）、③取引履歴の小刻みな開示による不法行為の成否（争点3）、④過払金発生後に貸金請求及び弁済受領することが不法行為を構成するか（争点4）、以上の4点である。

第六 当裁判所の判断

一【争点1（本件取引を一連のものとして過払金計算することの可否）について】 証拠（乙2～5。各枝番を含む。）によれば、①本件各取引においては基本契約書は取り交わされておらず、各貸付けごとに「省令第16条第3項に基づく書面の写」と題する書面が取り交わされていること、②各貸付けにあたっては、原告らから「借入申込書（顧客カード）」と題する書面が被告に提出されているとともに、同書面には申込者の住所、勤務先、役職、年収、他社からの借入れの内訳（借入先、現在残高及び月返済額）等が記入されており、各貸付けに当たっては、被告により一応の審査が行われていることが窺われ、かかる点からは、本件各取引を構成する各取引はそれぞれ別個の取引と解する余地もある。

しかしながら、①本件各取引においては、15万円ないし35万円という比較的多額の貸付けなされた後、毎月1万数千円から2万数千円程度の弁済が継続し、最後に借入金額の半額程度ないしはそれを超える金額が一時に弁済されるとともに、同日、新たな貸付けがなされるということが繰り返されており、かかる本件各取引の態様に照らせば、弁済後の貸付けを従前の貸付けとは別個の新たな貸付けと認めることは困難であり、従前の貸付けの貸し増し又は切り替えに過ぎないものと認められること、②本件各取引における貸付金額は、原告 **A** については15万円、20万円、25万円、30万円、32万円、35万円（その後、34万円ないし35万円）、原告 **B** については20万円、25万円、30万円、33万円、35万円とほぼ一貫して増加しており、このこ

とからも、新たな貸付けは従前の取引の延長において行われたとみるのが自然であること、以上の各点に照らし、本件各取引は事実上1個の連続した貸付取引であると評価するのが相当である。

そして、このように事実上1個の連続した貸付取引においては、当事者は、一つの貸付けを行う際に切替え及び貸し増しのための次の貸付けを行うことを想定しているものであり、複数の権利関係が発生するような事態が生ずることを望まないのが通常であることに照らせば、制限超過部分を元本に充当した結果、過払金が発生した場合には、その後に発生する新たな借入債務に充当することを合意しているものと解するのが相当である（最高裁判所平成19年7月19日判決参照）。

以上によれば、本件各取引を一連のものとして過払金計算を行うべきであるとする原告らの主張には理由がある。

二【争点2（被告の悪意）について】 弁論の全趣旨によれば、被告は貸金業法3条所定の登録を受けた貸金業者であると認められるところ、貸金業者が超過利息を債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められないときは、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるものというべきである（最高裁判所第三小法廷平成19年7月17日判決参照）。

そして、被告は本件償還表の原告らへの交付をもって貸金業法18条1項に規定する書面の交付があったと認識していた旨主張するのであるが、最高裁判所第一小法廷平成11年1月21日判決は、貸金業法律43条1項によるみなし弁済の効果を生ずるためには、債務者の利息の支払が貸金業者の預金又は貯金の口座に対する払込みによってされた場合であっても、特段の事情のない限

り、貸金業者は右の払込みを受けたことを確認した都度、直ちに、同法18条1項に規定する書面を債務者に交付しなければならない旨判示しているのであって、被告が本件各取引に貸金業法43条1項の適用があると認識していたとしても、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情があるとは認められない。したがって、争点2に対する被告の主張には理由がない。

三【争点3（取引履歴の小刻みな開示による不法行為の成否）について】 貸金業者は、債務者から取引履歴の開示を求められた場合には、その開示要求が濫用にわたると認められるなど特段の事情のない限り、貸金業法の適用を受ける金銭消費貸借契約の付随義務として、信義則上、その業務に基づいて取引履歴を開示すべき義務を負い、貸金業者がこの義務に違反して取引履歴の開示を拒絶したときは、その行為は、違法性を有し、不法行為を構成するものと解するのが相当である（最高裁判所第三小法廷平成17年7月19日判決参照）。

そして、この取引履歴の開示は社会通念上合理的な期間内になされるべきことは勿論であり、取引履歴がコンピューター内にデータとして保存されている場合には、取引履歴開示請求の急増等の事情を考慮しても、取引履歴の開示請求から1か月以内に開示がなされてしかるべきであり、この期間を超えても取引履歴全部（被告が保有するものに限る。）の開示をしないことは、特段の事情のない限り、不法行為を構成するものと解するのが相当である。そして、本件の場合、原告らによる開示請求日ではなく、被告の第1回目の取引履歴開示日を基準としても、全部の取引履歴が開示されるまでに、原告Aについては約4か月、原告Bについては約2か月を要している。そして、被告の主張を前提としても、本件における取引履歴の開示に、かかる長期間を要することを正当化する特段の事情があるとは認められない。

したがって、被告の取引履歴の開示の遅れは不法行為を構成するものと解するのが相当であり、かかる取引履歴の開示の遅れによって原告らが精神的苦痛

を被ったことは容易に想定されるところである。そして、その慰謝料額及び弁護士費用としては、原告らの過払額、取引履歴の開示までに要した期間等に照らし、原告らそれぞれにつき、慰謝料4万円、弁護士費用1万円の合計5万円と認めるのが相当である（なお、原告らは、被告が小刻みな取引履歴の開示をした理由として、開示請求者に当初に開示した履歴が初回取引であると誤信させ、あるいは開示請求者が面倒に思ってあきらめるのを待ち、過払金請求を免れることにある旨主張するが、開示請求者が弁護士である本件の場合、被告がそのような意図を持って小刻みな取引履歴の開示を行うとは到底考えられず、原告らの主張には理由がない。）。

四【争点4（過払金発生後に貸金請求及び弁済受領することの不法行為該当性）

について】原告らは、過払金発生後に、存在しない貸付金に対する元利金を請求・収受したことをもって不法行為を構成する旨主張する。しかしながら、制限利息を超える利息を収受することも法律上禁止され又は違法とされているわけではなく、原告らは制限利息を超える利息を支払う旨を被告との間で合意し、この合意に基づく支払をしたのであって、これが有効な弁済とならない場合であっても、被告が同合意に基づく請求を行うことや弁済を受領することが故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害したものと認めることはできず、被告らに不法行為は成立しないと解するのが相当である。

以上によれば、争点4に関する原告らの主張には理由がない。

五【過払金の計算】前記一、二を前提に被告の不当利得額を計算すると、前記第三・一2のとおりとなる。なお、弁護士費用は、被告の利得と相当因果関係がある損害とは認められない。

六【結論】以上によれば、原告らの本件請求は、以下の各請求をする限度で理由があるから、その限度でこれを認容することとし、その余の請求には理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

1 原告 **A**

- (1) 本件基準日である平成20年3月5日における過払金合計41万4971円及び内元金38万7138円に対する本件基準日の翌日である同月6日から支払済みまで民法所定年5分の割合による利息の支払
- (2) 不法行為に基づく損害賠償として5万円及びこれに対する不法行為後である平成20年3月6日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金。

2 原告 **B**

- (1) 本件基準日である平成20年3月5日における過払金合計42万6016円及び内元金34万4750円に対する本件基準日の翌日である同月6日から支払済みまで民法所定年5分の割合による利息。
- (2) 1(2)と同じ。

東京地方裁判所民事第44部

裁判官 外 山 勝 浩

(別 紙)

計 算 書 1

A

過 払 い 金 計 算 書

平年:365日、閏年:366日
過払金利(年) 0.05

日付	借入額	返済額	利率(年)	日数	法定金利額	未払利息	元本充当額	残元本
H09.03.05	150,000							150,000
H09.03.31		13,000	0.18	26	1,923	0	11,077	138,923
H09.05.01		13,000	0.18	31	2,123	0	10,877	128,046
H09.05.30		13,000	0.18	29	1,831	0	11,169	116,877
H09.06.30		13,000	0.18	31	1,786	0	11,214	105,663
H09.07.31		13,000	0.18	31	1,615	0	11,385	94,278
H09.08.29		13,000	0.18	29	1,348	0	11,652	82,626
H09.09.10		2,000	0.18	12	488	0	1,512	81,114
H09.09.10		95,948	0.18	0	0	0	95,948	-14,834
H09.09.10	200,000		0.05	0	0	0	0	185,166
H09.09.30		18,000	0.18	20	1,826	0	16,174	168,992
H09.10.31		18,000	0.18	31	2,583	0	15,417	153,575
H09.11.28		18,000	0.18	28	2,120	0	15,880	137,695
H09.12.30		18,000	0.18	32	2,172	0	15,828	121,867
H10.01.30		18,000	0.18	31	1,863	0	16,137	105,730
H10.02.27		18,000	0.18	28	1,459	0	16,541	89,189
H10.03.31		18,000	0.18	32	1,407	0	16,593	72,596
H10.04.08		1,000	0.18	8	286	0	714	71,882
H10.04.08		109,100	0.18	0	0	0	109,100	-37,218
H10.04.08	200,000		0.05	0	0	0	0	162,782
H10.04.30		18,000	0.18	22	1,766	0	16,234	146,548
H10.05.29		18,000	0.18	29	2,095	0	15,905	130,643
H10.06.30		18,000	0.18	32	2,061	0	15,939	114,704
H10.07.31		18,000	0.18	31	1,753	0	16,247	98,457
H10.08.31		18,000	0.18	31	1,505	0	16,495	81,962
H10.09.30		18,000	0.18	30	1,212	0	16,788	65,174
H10.10.30		18,000	0.18	30	964	0	17,036	48,138
H10.11.30		18,000	0.18	31	735	0	17,265	30,873
H10.12.11		1,500	0.18	11	167	0	1,333	29,540
H10.12.11		95,272	0.18	0	0	0	95,272	-65,732
H10.12.11	200,000		0.05	0	0	0	0	134,268
H10.12.30		18,000	0.18	19	1,258	0	16,742	117,526
H11.01.29		18,000	0.18	30	1,738	0	16,262	101,264
H11.02.26		18,000	0.18	28	1,398	0	16,602	84,662
H11.03.31		18,000	0.18	33	1,377	0	16,623	68,039
H11.04.30		18,000	0.18	30	1,006	0	16,994	51,045
H11.05.31		18,000	0.18	31	780	0	17,220	33,825
H11.06.30		18,000	0.18	30	500	0	17,500	16,325
H11.07.30		18,000	0.18	30	241	0	17,759	-1,434
H11.08.31		18,000	0.05	32	-6	-6	18,000	-19,434
H11.09.30		18,000	0.05	30	-80	-86	18,000	-37,434
H11.10.29		18,000	0.05	29	-149	-235	18,000	-55,434
H11.11.30		18,000	0.05	32	-243	-478	18,000	-73,434
H11.12.30		18,000	0.05	30	-302	-780	18,000	-91,434
H11.12.31			0.05	1	-13	-792	0	-91,434
H12.01.31		18,000	0.05	31	-387	-1,179	18,000	-109,434

H12.02.08	2,395		0.05	8	-120	0	0	-108,338
H12.02.08	250,000		0.05	0	0	0	0	141,662
H12.02.29		18,000	0.18	21	1,463	0	16,537	125,125
H12.03.31		18,000	0.18	31	1,907	0	16,093	109,032
H12.04.28		18,000	0.18	28	1,501	0	16,499	92,533
H12.05.31		18,000	0.18	33	1,501	0	16,499	76,034
H12.06.30		18,000	0.18	30	1,121	0	16,879	59,155
H12.07.11		2,341	0.18	11	320	0	2,021	57,134
H12.07.11		195,251	0.18	0	0		195,251	-138,117
H12.07.11	300,000		0.05	0	0	0	0	161,883
H12.07.31		20,000	0.18	20	1,592	0	18,408	143,475
H12.08.31		20,000	0.18	31	2,187	0	17,813	125,662
H12.09.29		20,000	0.18	29	1,792	0	18,208	107,454
H12.10.31		20,000	0.18	32	1,691	0	18,309	89,145
H12.11.30		20,000	0.18	30	1,315	0	18,685	70,460
H12.12.29		20,000	0.18	29	1,004	0	18,996	51,464
H12.12.31			0.18	2	50	50	0	51,464
H13.01.31		20,000	0.18	31	786	0	19,164	32,300
H13.02.28		20,000	0.18	28	446	0	19,554	12,746
H13.03.30		20,000	0.18	30	188	0	19,812	-7,066
H13.04.18		2,568	0.05	19	-18	-18	2,568	-9,634
H13.04.18		170,271	0.05	0	0	-18	170,271	-179,905
H13.04.18	320,000		0.05	0	0	0	0	140,077
H13.04.27		20,500	0.18	9	621	0	19,879	120,198
H13.05.31		20,500	0.18	34	2,015	0	18,485	101,713
H13.06.29		20,500	0.18	29	1,454	0	19,046	82,667
H13.07.31		20,500	0.18	32	1,304	0	19,196	63,471
H13.08.31		20,500	0.18	31	970	0	19,530	43,941
H13.09.28		20,500	0.18	28	606	0	19,894	24,047
H13.10.31		20,500	0.18	33	391	0	20,109	3,938
H13.11.07		1,215	0.18	7	13	0	1,202	2,736
H13.11.07		218,670	0.18	0	0	0	218,670	-215,934
H13.11.07	350,000		0.05	0	0	0	0	134,066
H13.11.30		22,400	0.18	23	1,520	0	20,880	113,186
H13.12.28		22,400	0.18	28	1,562	0	20,838	92,348
H14.01.31		22,400	0.18	34	1,548	0	20,852	71,496
H14.02.28		22,400	0.18	28	987	0	21,413	50,083
H14.03.29		22,400	0.18	29	716	0	21,684	28,399
H14.04.30		22,400	0.18	32	448	0	21,952	6,447
H14.05.08		1,641	0.18	8	25	0	1,616	4,831
H14.05.08		258,439	0.18	0	0	0	258,439	-253,608
H14.05.08	350,000		0.05	0	0	0	0	96,392
H14.05.31		22,400	0.18	23	1,093	0	21,307	75,085
H14.06.28		22,400	0.18	28	1,036	0	21,364	53,721
H14.07.31		22,400	0.18	33	874	0	21,526	32,195
H14.08.30		22,400	0.18	30	476	0	21,924	10,271
H14.09.30		22,400	0.18	31	157	0	22,243	-11,972
H14.10.31		22,400	0.05	31	-51	-51	22,400	-34,372
H14.11.06		1,233	0.05	6	-28	-79	1,233	-35,605
H14.11.06		258,930	0.05	0	0	-79	258,930	-294,535
H14.11.06	350,000		0.05	0	0	0	0	55,386
H14.11.29		22,400	0.18	23	628	0	21,772	33,614
H15.01.06		22,400	0.18	38	629	0	21,771	11,843
H15.01.31		22,400	0.18	25	146	0	22,254	-10,411
H15.02.28		22,400	0.05	28	-40	-40	22,400	-32,811

H15.03.31		22,400	0.05	31	-139	-179	22,400	-55,211
H15.05.01		22,400	0.05	31	-234	-414	22,400	-77,611
H15.05.30		22,400	0.05	29	-308	-722	22,400	-100,011
H15.06.11		2,312	0.05	12	-164	-886	2,312	-102,323
H15.06.11		242,717	0.05	0	0	-886	242,717	-345,040
H15.06.11	340,000		0.05	0	0	0	0	-5,927
H15.06.30		22,400	0.05	19	-15	-15	22,400	-28,327
H15.07.31		21,760	0.05	31	-120	-136	21,760	-50,087
H15.08.29		21,760	0.05	29	-199	-335	21,760	-71,847
H15.09.30		21,760	0.05	32	-315	-650	21,760	-93,607
H15.10.31		21,760	0.05	31	-398	-1,047	21,760	-115,367
H15.11.28		21,760	0.05	28	-443	-1,490	21,760	-137,127
H15.12.31			0.05	33	-620	-2,110	0	-137,127
H16.01.05		21,760	0.05	5	-94	-2,203	21,760	-158,887
H16.01.30		21,760	0.05	25	-543	-2,746	21,760	-180,647
H16.02.27		21,760	0.05	28	-691	-3,437	21,760	-202,407
H16.03.24		4,149	0.05	26	-719	-4,156	4,149	-206,556
H16.03.24		200,993	0.05	0	0	-4,156	200,993	-407,549
H16.03.24	350,000		0.05	0	0	0	0	-61,705
H16.03.31		22,400	0.05	7	-59	-59	22,400	-84,105
H16.04.30		22,400	0.05	30	-345	-404	22,400	-106,505
H16.05.31		22,400	0.05	31	-451	-855	22,400	-128,905
H16.06.30		22,400	0.05	30	-528	-1,383	22,400	-151,305
H16.07.30		22,400	0.05	30	-620	-2,003	22,400	-173,705
H16.08.31		22,400	0.05	32	-759	-2,763	22,400	-196,105
H16.09.30		22,400	0.05	30	-804	-3,566	22,400	-218,505
H16.10.29		22,400	0.05	29	-866	-4,432	22,400	-240,905
H16.11.30		22,400	0.05	32	-1,053	-5,485	22,400	-263,305
H16.12.30		22,400	0.05	30	-1,079	-6,564	22,400	-285,705
H16.12.31			0.05	1	-39	-6,603	0	-285,705
H17.01.31		22,400	0.05	31	-1,213	-7,816	22,400	-308,105
H17.02.28		22,400	0.05	28	-1,182	-8,998	22,400	-330,505
H17.03.16		1,905	0.05	16	-724	-9,723	1,905	-332,410
H17.03.16		150,001	0.05	0	0	-9,723	150,001	-482,411
H17.03.16	340,000		0.05	0	0	0	0	-152,133
H17.03.31		22,000	0.05	15	-313	-313	22,000	-174,133
H17.04.28		21,760	0.05	28	-668	-981	21,760	-195,893
H17.05.31		21,760	0.05	33	-886	-1,866	21,760	-217,653
H17.06.30		21,760	0.05	30	-894	-2,761	21,760	-239,413
H17.07.29		21,760	0.05	29	-951	-3,712	21,760	-261,173
H17.08.31		21,760	0.05	33	-1,181	-4,892	21,760	-282,933
H17.09.14		2,765	0.05	14	-543	-5,435	2,765	-285,698
H17.09.14		248,789	0.05	0	0	-5,435	248,789	-534,487
H17.09.14	340,000		0.05	0	0	0	0	-199,922
H17.09.30		21,760	0.05	16	-438	-438	21,760	-221,682
H17.10.31		21,760	0.05	31	-941	-1,380	21,760	-243,442
H17.11.30		21,760	0.05	30	-1,000	-2,380	21,760	-265,202
H17.12.30		21,760	0.05	30	-1,090	-3,470	21,760	-286,962
H18.01.31		21,760	0.05	32	-1,258	-4,728	21,760	-308,722
H18.02.28		21,760	0.05	28	-1,184	-5,912	21,760	-330,482
H18.03.08		1,581	0.05	8	-362	-6,274	1,581	-332,063
H18.03.08		249,054	0.05	0	0	-6,274	249,054	-581,117
H18.03.08	340,000		0.05	0	0	0	0	-247,391
H18.03.31		21,760	0.05	23	-779	-779	21,760	-269,151
H18.04.28		21,760	0.05	28	-1,032	-1,812	21,760	-290,911

H18.05.31		21,760	0.05	33	-1,315	-3,127	21,760	-312,671
H18.06.30		21,760	0.05	30	-1,285	-4,412	21,760	-334,431
H18.07.31		21,760	0.05	31	-1,420	-5,832	21,760	-356,191
H18.08.31		21,760	0.05	31	-1,513	-7,345	21,760	-377,951
H18.09.13		2,596	0.05	13	-673	-8,018	2,596	-380,547
H18.09.13		251,533	0.05	0	0	-8,018	251,533	-632,080
H18.09.13	340,000		0.05	0	0	0	0	-300,098
H18.09.29		21,760	0.05	16	-658	-658	21,760	-321,858
H18.10.31		21,760	0.05	32	-1,411	-2,069	21,760	-343,618
H18.11.30		21,760	0.05	30	-1,412	-3,481	21,760	-365,378
H18.12.29		21,760	0.05	29	-1,452	-4,932	21,760	-387,138
H19.12.31			0.05	367	-19,463	-24,395	0	-387,138
H20.03.05			0.05	65	-3,438	-27,833	0	-387,138

B vs

過 払 い 金 計 算 書

平年:365日、閏年:366日
過払金利(年) 0.05

日付	借入額	返済額	利率(年)	日数	法定金利額	未払利息	元本充当額	残元本
H09.06.24	200,000							200,000
H09.07.02		20,000	0.18	8	789	0	19,211	180,789
H09.08.22		18,000	0.18	51	4,546	0	13,454	167,335
H09.09.22		18,000	0.18	31	2,558	0	15,442	151,893
H09.10.22		18,000	0.18	30	2,247	0	15,753	136,140
H09.11.25		18,000	0.18	34	2,282	0	15,718	120,422
H09.12.22		18,000	0.18	27	1,603	0	16,397	104,025
H10.01.22		18,000	0.18	31	1,590	0	16,410	87,615
H10.02.23		17,200	0.18	32	1,382	0	15,818	71,797
H10.03.20		18,000	0.18	25	885	0	17,115	54,682
H10.04.07		81,443	0.18	18	485	0	80,958	-26,276
H10.04.07	200,000		0.05	0	0	0	0	173,724
H10.05.07		18,000	0.18	30	2,570	0	15,430	158,294
H10.06.05		18,000	0.18	29	2,263	0	15,737	142,557
H10.07.06		18,000	0.18	31	2,179	0	15,821	126,736
H10.08.07		17,500	0.18	32	1,999	0	15,501	111,235
H10.09.07		18,000	0.18	31	1,700	0	16,300	94,935
H10.10.06		13,700	0.18	29	1,357	0	12,343	82,592
H10.10.06		130,577	0.18	0	0	0	130,577	-47,985
H10.10.06	250,000		0.05	0	0	0	0	202,015
H10.11.05		18,000	0.18	30	2,988	0	15,012	187,003
H10.12.04		18,000	0.18	29	2,674	0	15,326	171,677
H11.01.05		18,000	0.18	32	2,709	0	15,291	156,386
H11.02.08		18,000	0.18	34	2,622	0	15,378	141,008
H11.03.05		18,000	0.18	25	1,738	0	16,262	124,746
H11.04.05		18,000	0.18	31	1,907	0	16,093	108,653
H11.05.07		18,000	0.18	32	1,714	0	16,286	92,367
H11.06.07		18,000	0.18	31	1,412	0	16,588	75,779
H11.07.05		18,000	0.18	28	1,046	0	16,954	58,825
H11.08.05		18,000	0.18	31	899	0	17,101	41,724
H11.09.06		18,000	0.18	32	658	0	17,342	24,382
H11.09.28		3,000	0.18	22	264	0	2,736	21,646
H11.09.28		123,483	0.18	0	0	0	123,483	-101,837
H11.09.28	250,000		0.05	0	0	0	0	148,163
H11.10.26		18,000	0.18	28	2,045	0	15,955	132,208
H11.11.22		18,000	0.18	27	1,760	0	16,240	115,968
H11.12.24		18,000	0.18	32	1,830	0	16,170	99,798
H11.12.31			0.18	7	344	344	0	99,798
H12.01.26		18,000	0.18	26	1,276	0	16,380	83,418
H12.02.21		18,000	0.18	26	1,066	0	16,934	66,484
H12.03.07		13,500	0.18	15	490	0	13,010	53,474
H12.03.07		186,143	0.18	0	0	0	186,143	-132,669
H12.03.07	250,000		0.05	0	0	0	0	117,331
H12.04.07		18,000	0.18	31	1,788	0	16,212	101,119
H12.05.09		18,000	0.18	32	1,591	0	16,409	84,710
H12.06.07		18,000	0.18	29	1,208	0	16,792	67,918

H12.07.11		17,300	0.18	34	1,135	0	16,165	51,753
H12.08.08		18,000	0.18	28	712	0	17,288	34,465
H12.09.07		18,000	0.18	30	508	0	17,492	16,973
H12.10.13		18,000	0.18	36	300	0	17,700	-727
H12.10.23		1,932	0.05	10	-1	-1	1,932	-2,659
H12.10.23		177,319	0.05	0	0	-1	177,319	-179,978
H12.10.23	300,000		0.05	0	0	0	0	120,021
H12.11.21		19,200	0.18	29	1,711	0	17,489	102,532
H12.12.21		19,200	0.18	30	1,512	0	17,688	84,844
H12.12.31			0.18	10	417	417	0	84,844
H13.01.24		19,200	0.18	24	1,004	0	17,779	67,065
H13.02.20		19,500	0.18	27	892	0	18,608	48,457
H13.03.19		19,500	0.18	27	645	0	18,855	29,602
H13.04.16		5,237	0.18	28	408	0	4,829	24,773
H13.04.16		235,595	0.18	0	0	0	235,595	-210,822
H13.04.16	330,000		0.05	0	0	0	0	119,178
H13.05.17		22,000	0.18	31	1,821	0	20,179	98,999
H13.06.15		22,000	0.18	29	1,415	0	20,585	78,414
H13.07.16		22,000	0.18	31	1,198	0	20,802	57,612
H13.08.17		22,000	0.18	32	909	0	21,091	36,521
H13.09.17		22,000	0.18	31	558	0	21,442	15,079
H13.10.17		22,000	0.18	30	223	0	21,777	-6,698
H13.10.23		1,147	0.05	6	-6	-6	1,147	-7,845
H13.10.23		240,918	0.05	0	0	-6	240,918	-248,763
H13.10.23	350,000		0.05	0	0	0	0	101,232
H13.11.19		23,000	0.18	27	1,347	0	21,653	79,579
H13.12.14		23,000	0.18	25	981	0	22,019	57,560
H14.01.18		23,000	0.18	35	993	0	22,007	35,553
H14.02.19		23,000	0.18	32	561	0	22,439	13,114
H14.03.11		23,000	0.18	20	129	0	22,871	-9,757
H14.04.18		23,000	0.05	38	-51	-51	23,000	-32,757
H14.05.20		23,000	0.05	32	-144	-194	23,000	-55,757
H14.06.17		23,000	0.05	28	-214	-408	23,000	-78,757
H14.07.19		23,000	0.05	32	-345	-753	23,000	-101,757
H14.08.20		23,000	0.05	32	-446	-1,200	23,000	-124,757
H14.09.20		23,000	0.05	31	-530	-1,729	23,000	-147,757
H14.10.18		23,000	0.05	28	-567	-2,296	23,000	-170,757
H14.11.19		23,000	0.05	32	-749	-3,045	23,000	-193,757
H14.12.19		23,000	0.05	30	-796	-3,841	23,000	-216,757
H15.01.21		23,000	0.05	33	-980	-4,821	23,000	-239,757
H15.02.18		23,000	0.05	28	-920	-5,740	23,000	-262,757
H15.03.18		23,000	0.05	28	-1,008	-6,748	23,000	-285,757
H15.04.17		23,000	0.05	30	-1,174	-7,923	23,000	-308,757
H15.05.20		23,000	0.05	33	-1,396	-9,318	23,000	-331,757
H15.06.17		23,000	0.05	28	-1,272	-10,591	23,000	-354,757
H15.06.18	20,647		0.05	1	-49	0	0	-344,750
H15.12.21			0.05	186	-8,784	-8,784	0	-344,750
H16.12.31			0.05	376	-17,708	-26,493	0	-344,750
H19.12.31			0.05	1,095	-51,712	-78,205	0	-344,750
H20.03.05			0.05	65	-3,061	-81,266	0	-344,750

これは正本である。

平成20年12月22日

東京地方裁判所民事第44部

裁判所書記官 川 島 祐

